

## 平成30年度 第2回 福岡県環境審議会 議事録

日時：平成31年1月21日（月）

10時00分～11時30分

場所：福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

### （環境政策課：鐘ヶ江企画広報監）

ただ今から、平成30年度第2回福岡県環境審議会を開催いたします。

私は、環境政策課企画広報監の鐘ヶ江と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の関から御挨拶申し上げます。

### （環境部：関部長）

皆様、おはようございます。環境部長の関でございます。

本日は、お忙しい中、環境審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。日頃より本県の環境行政に格別の御協力を賜っておりますことに御礼を申し上げます。

昨年7月、一昨年に続いて豪雨災害が発生しました。県内におきましても大きな被害が発生したところでございます。県におきましては、被災された方々が一日も早く元の生活と仕事に戻っていただけるよう、全庁一丸となって、復旧・復興に当たっているところでございます。環境部といたしましても、夏の災害で災害廃棄物が発生した折には、他の自治体、それから県内の他の自治体、また、関係の団体に協力を要請しまして、いち早く対応に御協力をいただきました。おかげさまでほぼ災害廃棄物の処理は終わっておりまして、現在は国の補助金の申請の手続を進めております。これにつきましても市町村をしっかりと支援してまいりたいと考えているところでございます。

また、平成29年7月の九州北部において大量に発生した流木についても、関係機関が協力して処理を進めてきております。現在の状況ですけれども、一次仮置き場に置きました流木については、全て二次仮置き場に移しまして、年度内の処理に向けてしっかり取り組んでいるところでございます。引き続き豪雨対策に全力を挙げてまいりたいと考えております。

それから、国際環境協力の最近の状況について少し御報告を申し上げます。

昨年10月ですが、以前から協力しておりましたハノイ市に続きまして、ベトナムのフエ省において環境協力を行うことを決定し、福岡方式処分場の導入について覚書を締結したところでございます。これからフエ省での建設が始まりますので、引き続き技術的な助言を行い、ベトナムの環境改善に協力してまいりたいと思っております。

さて、本日の審議会でございますけれども、諮問事項2件、部会決議報告1件及びその他の報告1件でございます。

いずれも私ども環境行政にとりまして大変重要な事項でございます。

会長に大変御協力をお願いしているところでございますけれども、委員の皆様の御意見をいただきまして、しっかり環境行政に活かしていきたいと思っております。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

ここで事務局から御報告を申し上げます。

本日は、会長及び委員34名中29名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。

したがって、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は、下條委員、柳生委員、藤巻委員、福本委員につきましては、代理にて、九州農政局生産部生産技術環境課 課長補佐 西野 康則様、九州経済産業局資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 課長補佐 今泉 清孝様、九州地方整備局 企画部 環境調整官 西 保幸様、第七管区海上保安本部 警備救難部 環境防災課 環境保全係長 前田 祐司様に御出席いただいております。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

それでは、本日用います資料の確認をお願いします。

お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりでございます。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事進行は、浅野会長、よろしく願いいたします。

(浅野会長)

おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

昨年12月1日に気候変動適応法が施行されまして、いよいよ適応について国が本格的に取り組むことになりました。九州・沖縄ブロックにも地域協議会を設けることになっておりますが、九州・沖縄ブロックは2009年からやっておりますので、あまり混乱もなく2月には協議会がスタートいたします。福岡県も適応については一層努力しなければいけないということであろうと思います。なお、11月27日に閣議決定で法律に基づく気候変動適応計画が正式に決定されました。これは今までは法に基づかない計画だったのですが、正式の法定計画ということになりまして、内容的には農林水産分野あるいは自然災害の防止、水環境、水資源、自然生態系、あるいは経済活動とか国民生活、都市生活、こういった

ことについても気候変動による影響が生じたときにそれにどう対応するかということに関して、国の計画ができております。まだまだ十分な計画ができていない状況ではあるわけですが、とにかく計画ができたということでございます。

それから、数日前にパブリックコメントを始めた件が2件ございまして、県の環境行政にも多少関係がありますのでお話し申し上げておきたいと思っております。

1つは、家庭用のクーラーは家電リサイクル法の適用を受けるので対象外なのですが、業務用のクーラーですね。こういったようなもので家電リサイクル法の適用を受けないものについては別の法律でフロン類の扱いの規制があるのです。しかしこれが案外、効果を上げていないのです。それでオゾン層を破壊しないということで開発された代替フロンが、結構温室効果ガスとしては大きな影響を生み出しており、この排出量が全然減らない、むしろ増える一方なんです。どうしてかということ、冷凍機器を廃棄する時にきちっとガスを抜くということが守られないものですから、どんどん排出量が増えていまして、実は今出ている1年前の温室効果ガス排出量の速報値を見ますと、前年より約8%増になってしまっているのです。これではいかんということで経産省と相談しまして、法律改正をしようということになりました。今までは業者さんが自分のところの、例えば飲み屋さんなんかですね、最後の店じまいをする時に冷蔵庫のようなものを廃品回収業者へ出してそれで終わりになっていました。ちゃんとガスを抜いてくださいと法律で決まっていますけれども、ガスを抜いてくださいと言っても、「どうせ罰せられないんでしょ」という答えが返ってくるわけですね。これはいけない、処罰をちゃんとしないといけないと。前から言われていたことなのです。普通は環境関係の法律は、違反をした人にはまず警告をするんですね。それでも言うことを聞かない場合は命令を出して、命令にも従わなかったら処罰をするというやり方なんです。ことフロンガスに関しては、4回も5回も出す人はいませんから、1回出したら終わりですから、警告したり、命令を出したりしても意味がないわけです。ですから、とにかくやったら直ちに処罰をするということにしないといけないということになりました。最初はどこか外に漏らした人は全部捕まえてしまえということも考えたのですが、なかなかそれは難しいということで、フロンの入っている機器を廃棄するということはガスをちゃんと抜いてそれを処理する業者さんに渡さなければならないという規定があるんですね。それを守らない人は処罰をしますということにしました。それについて今パブリックコメントをしている最中です。

さらに、それだけではなくて、廃棄された機器類は最終的にはリサイクル業者の方に回るわけですね。そこで今度の法律改正では、リサイクル業者がフロンをちゃんと抜いたということが確認できない機器を引き取ることを禁止することにもしました。だから、それでそっちの方からも見てもらえるので、出す側と機器を引き取る側との両方で押さえていこうということですね。

それからもう1つ大きいのは、建物の中に組み込みの冷凍機器があるのですが、こういうのは、機器だけを外すというよりむしろ建物を壊すときに一緒にそれを外しますから、

解体工事のときにちゃんとやらなければならない。しかしこれがなかなか難しいのですね。

それで、これも前から議論されていたんですけれども、ようやくアスベストと同じ扱いにすることにしまして、家を解体するときにはリサイクル法に基づく届出をしないとイケないんですけれども、届出情報を、フロンを管轄するセクションの方にも情報が流れるようにして、解体工事をやるということは、県が解体工事をやっている最中でも事前でも乗り込んで行って、チェックができるようにします。それから、解体業者がちゃんとフロンを抜いていることをチェックするというをやらなければならないということにしましたので、この辺りはかなり改善されるのではないかと考えています。

もうあと1つは、1日遅れでパブリックコメントを始めたんですが、太陽光発電施設を作るときにアセスメントをやってください、ということを経験の制度にしようということにしました。

ただ、小さな家庭の屋根に乗っているものまで全部アセスメントをやるわけにはいきませんので、それ以外のもので業者がやっているようなもの、それから国の法律がアセスメントをやれというわけですから、これはある程度の規模のものでいかざるを得ないということで、だいたい100ヘクタールくらいの広さのもの、出力でいうと4万キロワットくらい、ですから、4万キロワット以上の大型の太陽光発電を作ろうと思うときは、アセス法によるアセスをやってくださいということにしようということに検討を今しています。

それ以下のものはどうするかという話があるんですけれども、今の法律は、4万キロというふうに仮に決めたとすると、75%規模のものからは、チェックをしてやるかやらないかをその都度判断するという仕組みになっていますから、実は3万キロワット以上の太陽光発電については、アセスをやるかどうかをその都度検討していただくことになります。ただし、それ以下ものについては、条例でやってくださいという話なんですよね。だから、まだ条例で太陽光発電を扱っていない県は条例をしっかりと作っていただきたいということになります。

それからもう1つ、風力発電については、現在、1万キロワット以上の施設を設置するにはアセスをやらせてもらっているんですけれども、もうちょっと緩くしてくれと言われて検討したんですけれども、実際に問題が起こるのは出力規模じゃないということが段々分かってきたのです。家との距離がどれくらいの方が大きいので、いっぺんに出力を緩めてしまうと多分またトラブルが起こる。まずいなということになりました。

それから、アセスをやった風力発電所の数がまだあまり多くないものですから、実際作って見たらどういう状況になっているかというデータが足りないわけです。そこでデータをしっかり風力発電協会と協力して集めて、その上でもういっぺん判断し直しましょうということで、対象規模ひきあげは見送りにするというで現在パブコメをやっている最中です。

もし御関心がおありの方は環境省のホームページを見ていただいて、御意見があればおっしゃっていただければありがたいなと思います。

さて、先ほど部長からお話がありましたように、本日は二つの諮問事項の審議をお願いしたいということでしたが、二つは毎年定例の案件と以前にお諮りしたことのある案件でございます。水質測定について、来年度どういふことをやるかということ審議会で決めないといけないということと、もう一つは、環境基準の中で、水生生物のための環境基準というのがあるんですが、これをどの川でどうするか、どの海でどうするかということを決めないといけないということで、準備が段々進んでまいりましたので、現段階でできることについてお諮りをしたい、この二つとなります。

それでは、まず、環境基準の指定について、事務局から説明いただきます。

(野中環境保全課長)

それでは、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」御説明いたします。お手元の資料1の1ページをお願いいたします。

まず、「水生生物の保全に係る水質環境基準について」でございます。

表の1-1に示しておりますが、水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」に分けて設定されております。この「生活環境の保全に関する環境基準」に、平成15年、新たに「水生生物保全環境基準」が設定されました。

具体的な基準値は、2ページの表1-2のとおりでございます。

水生生物の生息状況の適応性に応じまして数値を類型化し、その類型ごとに基準値が定められております。

現在の基準項目は、「全亜鉛」「ノニルフェノール」「LAS」の3項目で、河川・湖沼については4つの類型、海域については2つの類型が設定されております。

続きまして、4ページをお願いします。

水生生物保全環境基準の類型指定についてですが、環境基準は類型指定することによりまして、その水域について環境基準が適用され、その達成状況が評価されることとなります。

この類型指定ですが、複数の都道府県にまたがる重要な水域につきましては国が行うこととされておまして、河川については平成22年に表1-5のとおり類型指定が行われております。また、海域については表1-6のとおり平成29年に響灘及び周防灘の類型指定が行われまして、平成30年に有明海の類型指定が行われております。

国が指定する水域以外は県が類型指定することとされておまして、本県では、5ページの表1-7のとおり、平成26年度から魚介類の生息状況の調査を開始しまして、28年度から5年間かけて、順次、河川や海域の類型指定を行う予定としております。

この中で、一昨年度の審議会におきまして、本県における類型指定の基本方針並びに表1-7の一番上に記載しておりますが、博多湾流入河川及び大牟田市内河川の類型指定につきまして御審議いただき、平成29年4月7日付けでこれらの指定について、県として初めて類型指定の告示を行いました。

また、昨年度の審議会において、上から二番目でございますが、豊前海流入河川、遠賀川の類型指定について御審議いただきまして、昨年3月23日付けでこれらの類型指定を行っております。

現在の類型指定の状況につきましては、5ページの表1-8から7ページにかけて記載しております。

今回は引き続き表1-7の上から三段目に記載しております、筑前海流入河川、矢部川の類型指定案について御審議いただくものであります。

それでは8ページをお願いします。

水生生物保全環境基準の類型方針についてでございます。

8ページから13ページに、この類型指定の基本的な方針についてお示ししております。一昨年度の審議会でも御審議いただいた内容でございますが、改めて概要のみ説明させていただきます。

「(1) 類型指定のための必要な情報」でございますが、水生生物保全の類型指定に当たりましては、国の通知によりまして、8ページの①から⑤にある水質や水温などの情報を、文献や実地調査で把握することとされております。

このうち、「④魚介類の生息の状況」については、原則として、イワナ、サケ、マス等の低温域を好む魚介類が生息する水域を「生物A」類型とし、コイ、フナ等の高温域を好む魚介類が生息する水域を「生物B」類型とすることとされておまして、本県では、表2-1のとおり国が指定しました魚介類の分類を用いて類型指定を行うための情報収集を行っております。

9ページをお願いいたします。

「(2) 対象河川」についてです。

国の通知では、BOD等一般項目の類型指定は、「水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域の全て」を対象としており、BOD等につきましては、現在、本県では94河川を指定しております。

一方、今回の水生生物保全環境基準の類型指定につきましては、水生生物の保全が必要な水域全てを対象とされておまして、本県におきましては、海域を含め、先ほど申し上げましたとおり、28年度から5年間で指定を行う予定でございます。

また、指定後は、水質の常時監視が必要となりますので、この常時監視を継続して効果的に実施する必要がございます。このため、既存の指定河川のうち、より水生生物の保全の必要性が高い河川につきまして、優先的に類型指定を行うこととしております。

具体的には10ページをお願いいたします。

10ページの下図2-1に記載しておりますとおり、河川の選定方針としまして、「①一定以上の魚種の生息が観測される河川延長が10キロメートル以上の河川」、それと「②内水面共同漁業権が設定され、漁業が行われている河川」の計60河川につきまして、優先的に指定を行うこととしております。

11ページの図2-2に対象河川を示しております。色付きの河川が類型指定の対象でございます。

なお、これらの河川以外につきましても、引き続き水質の把握に努めるとともに、情報収集を行いまして、今後類型指定の必要性を検討することとしております。

次に、12ページをお願いいたします。

「(3) 類型指定の考え方」についてでございます。

まず、水域の区分ですが、枠囲みのおり、「①冷水性の魚介類が生息していない河川」につきましては、全域を生物B類型に指定することとしております。

「②冷水性の魚介類が生息している河川」につきましては、その生息の有無のほか、生息の範囲の広さ、水質、水温、そして人為的な汚濁負荷の流入状況等を踏まえて、当てはめる類型を決定することとしております。

次に、「ウ 環境基準点の設定」についてであります。

環境基準点は既存の基準点を最大限活用することとしまして、同一類型の水域内に複数の基準点がある場合は、最下流の基準点を設定することとしております。

生物A類型に指定する場合で、既存の基準点等がない場合は、最も近い測定地点を活用しまして、その地点が適当でない場合には、新たに基準点を設定することとしております。

以上が類型指定の基本方針でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

今説明いたしました基本方針に基づきまして整理しました、今回の具体的な類型指定案についてでございます。

今年度は筑前海流入河川、矢部川及び矢部川の流域にあります日向神ダムについて、水温、水質、水生生物の生息状況について情報の検討を行った結果、表3-1から表3-3のおり類型指定案とすることが適当であると考えております。

具体的には表3-1の筑前海流入河川につきましては、対象水域で冷水性の魚介類の生息が確認されませんでしたので、温水性の水域でございます生物B類型にしたいと考えております。

また、表3-2の矢部川につきましては、日向神ダムがあります矢部川上流で冷水性魚介類が確認されまして、また、星野川では、全域で冷水性魚介類の生息が確認されましたので、この水域につきましては、生物A類型に指定をし、今後常時監視を行ってまいりたいと考えております。

達成期間につきましては、いずれの河川の水質も、既に先ほど2ページで説明いたしました水生生物保全に係る水質環境基準以下で推移しておりますので、「イ 直ちに達成」としております

また、15ページから17ページにかけては、類型指定図案を記載しておりますが、17ページを御覧ください。

この図の中で赤い色で記載した部分が今回指定する河川となります。

今後、河川につきましては、地図上でまだ記載をしておりません北九州市内河川、それと筑後川の支川部分、これについて指定を行ってまいります。

なお、河川ごとの具体的な検討結果につきましては、18ページ以降に記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

(浅野会長)

はい。それでは、丁寧に説明いただきましたので、大体お分かりいただけたと思います。

前回も同じように審議しておりますので、どういう趣旨のことかということは御説明しなくてもお分かりいただけたと思いますが、今回作業が終わった2つの領域について指定をしたいということですが、何か御質問がございますでしょうか。

(井上眞理委員)

私、水産（が専門）ではないんですけれども、少し資料を調べました。8ページに表2-1があるんですけれども、これは淡水域における魚介類の分類ということで、この資料の元は、平成18年の環境省から出されている資料をそのまま転載されていると思います。

ただ魚種の中で1つ抜けているのがあって、生物Bの中にウナギが元の資料には入っていません。他の魚種はこのまま順番どおりに書いてありましたので、これは単なるミスであるのか、それともあえて外されているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、18ページ以降のことについてお尋ねしたいんですけれども、下の方に4-1-6で水生生物の生息状況、これは他の河川でも同様に書いているんですけれども、例えば水質の状況等は非常に数字が具体的に書かれていますけれども、水生生物、魚介類についての記載については、現地調査を行っているにもかかわらず、例えば「全域で温水性魚介類の生息が確認された」と書かれてありますけれども、例えば1種か2種か魚介類の名前を出すのが、全体の表現からすると妥当ではないかと思いますので御検討をお願いいたします。

(浅野会長)

後の点については、前回どうだったかということもあります。前回と違うのであれば問題ですが、前回これでやっていますので、今回に限って変えるのは合理性がないと思います。

それから8ページについて、誤記かどうかという御質問ですが、これはどうですか。

(野中環境保全課長)

申し訳ございません。これは誤記でございます。ウナギについても対象魚種となっております。

(浅野会長)



実際にはどういう生物がいたかということは、後で部会に付託いたしますので、そこで細かくデータが紹介されるはずですが。

(野中環境保全課長)

具体的な魚種の情報は、希少種の情報を含みますので、委員限りという形にさせて頂いており、水質部会の資料には付けておりますが、本審議会でもお尋ねがあれば、その点を踏まえ、都度お答えしてまいりたいと思います。

(浅野会長)

ほかに御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ただ今申し上げましたが、この件については、前回同様、水質部会に付託をして、水質部会の決定をもって当審議会総会の決定にするということによろしいでしょうか。

それでは、この件については、部会に付託いたします。よろしくお願いいたします。

次に、次は資料2を御覧いただきたいのですが、これも毎年のことでございます。各期間で県内の河川、海域の水質の調査をされるわけですが、それが長期間にわたるということで、調整をするために、水質汚濁防止法の規定に基づいて県が水質測定計画を立てることになっております。この計画を立てるについては審議会の審議を受けるということになっておりまして、例年のおおりに、これが諮問として上がってきております

事務局から説明をいただきます。

(野中環境保全課長)

それでは、引き続き、諮問事項「平成31年度水質測定計画の策定」につきまして、お手元の資料2により説明させていただきます。

資料2の1ページをお願いいたします。

この水質測定計画の策定の目的でございます。

県をはじめ、国、福岡市、北九州市などの政令市、中核市では、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、川や海、湖等の公共用水域と、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しております。

それらの監視を統一的な視点から総合的に実施するため、県が水質汚濁防止法の規定に基づきまして計画を策定するものでございます。

この計画は、その年度において測定すべき項目、地点、方法等を定める重要なものでございますので、毎年、この審議会で御審議いただきまして、専門的見地からの答申をいただいた上で決定することとしております。

本県の水質の現況でございます。

公共用水域におきましては、先ほど御説明しましたが、人の健康の保護に関する項目がございまして、これについては、近年、全ての地点で基準を達成しております。

また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについては、グラフにありますように、直近である平成29年度につきましては、年間降水量がこの5年間で最も少なかったことが要因として考えられますが、達成率が前年度より低下しております。

ただし、全体的には、平成の初めの頃と比較いたしますと改善傾向となっております。

県としましては、引き続き工場・事業場への立入検査や下水道・浄化槽の整備・促進によりまして、水質保全のための取組を継続してまいります。

地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っており、ほぼ例年環境基準を超過する井戸が一部で見受けられます。

基準超過の主な原因は、ヒ素やフッ素など自然由来によるものですが、県では市町村等と協力して、原因究明や飲用指導などの対応を行っております。

次に2ページをお願いいたします。

平成31年度計画の基本方針でございます。

公共用水域におきましては、汚濁状況の経年変化を把握するため、従前のおり原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度での調査を実施いたします。

地下水調査におきましては、引き続き県内の地下水質の状況を全体的に把握するため、概況調査を実施いたします。

また、この調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきましては、継続監視調査を実施いたします。

次に4の「平成31年度水質測定（案）の概要」でございます。

実施期間は、2019年4月1日からの1年間でございます。

公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計24機関で、2ページの表の左下に数字を記載しておりますが、合計410地点において測定を行うこととしております。

測定項目につきましては、基本的に環境基準が設定されている項目とし、必要に応じて要監視項目やその他の項目を測定することとしております。生活環境項目が13項目、健康項目が27、要監視項目が31、その他の項目として電気伝導度等を測定いたします。

次に、3ページ中ほどの「③平成30年度計画との主な変更点」について御説明いたします。

一つ前の議題で御審議いただきました、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に伴う変更点でございます。

類型指定は、筑前海流入河川、矢部川、日向神ダムで予定しております。このため、今回の水質測定計画では、この3つの水域において各水域の水質を代表する環境基準点を新たに水生生物保全に係る環境基準点としても位置付けまして、基準を達成しているか否か評価を行ってまいります。

次に「(3)地下水調査」です。

地下水調査は、国、県、政令市、中核市その他10機関で、これも左下に数字があります

ように、合計221井戸におきまして実施することとしております。

4ページを御覧ください。

測定項目につきましては、環境基準項目は28項目、要監視項目は5項目、その他の項目として水素イオン濃度等を測定いたします。

③の「主な変更点」としましては、北九州市がその他の調査で継続して基準に適合していることが確認された1地点の測定を終了しております。

次に「(4)測定結果の報告・公表」についてです。

昨年同様、県内の状況を環境白書におきまして12月頃公表することを予定しております。

以上、平成31年度水質測定計画の策定につきまして、説明させていただきました。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。

それではこの件について御質問はございますか。趣旨はもうお分かりいただけると思いますが。特に御質問はございませんか。変更点について今説明があったとおりでございます。

それでは例年のとおりこの案件についても水質部会に付託をし、水質部会の決議をもって本総会の決議に代えるということによろしいでしょうか。

それではこの件についても付託をして取り扱うことを決定いたしました。

では次に、報告事項に移りたいと思います。

温泉法に基づく動力装置の許可申請について、部会で取り扱っていただきましたので、その結果を部会長から御報告いただきます。

(糸井温泉部会長)

前回の環境審議会の開催以降、温泉部会を1回開催しており、その審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。

お手元の資料3を御覧ください。

なお、個別の機関に関する審議内容につきましては、個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。

公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

したがって、傍聴者の方々への配布資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載に留めさせていただいております。

委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

それでは1ページを御覧ください。

平成30年9月1日に諮問がなされ、会長から付託を受けました動力の装置の許可申請2件につきまして、同年10月19日温泉部会を開催しまして、審議いたしました。

次に、裏面の2ページを御覧ください。

審議の結果、動力の装置の許可申請の2件については、許可に支障なしと決議いたしており、それに基づき、同年11月12日に答申がなされております。

以上でございます。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。

2件ございましたが、いずれも支障なしという扱いになるということで、既に答申として出ております

御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

よろしければ以上の報告は了承いただいたということにいたします。

それでは、その他となっておりますが、内容的には結構重要だと思われ、今年度の県の環境白書について、事務局から御紹介いただき、これについて、意見交換をしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(小磯環境政策課長)

それでは、環境白書について御説明いたします。環境白書自体は、お手元に少し厚い冊子として配布させていただいております。

御説明は、資料4でさせていただきます。

資料4の1ページを御覧ください。

この環境白書は、環境保全に関する条例の10条の規定に基づき、本県の環境の現状及び環境保全のために講じた施策などを公表するものであります。

内容でございますが、総説では、福岡県の環境の現状と取組のあらましを紹介するとともに、トピックスとして「県内の主な取組」を紹介しております。この「県内の主な取組」は、環境部内に留まらず、県庁全体の環境に関連する施策を広く掲載するとともに、県内市町村の取組も紹介しております。

なお、本白書は、本年3月に策定した「第四次福岡県環境総合基本計画」において設定した7つの柱に沿った構成とするとともに、本県の主な取組について、国連サミットで採択されました「持続可能な開発目標(SDGs)」のゴールとの関連性をより分かりやすく表示しております。

お手元の環境白書を御覧いただきたいのですが、13ページを御覧ください。13ページ以降におきまして、県内の主な取組について、上半分の方に取組の内容、そして下半分の方に「SDGsゴール・ターゲット関連図」と書いております。13ページであれば「エコファミリー事業」の概要について上の方に記載しており、この取組内容がSDGsのどのゴールと関連しているのか、というものを下に入れております。必ずしも1つのゴールだけに関連するものではございませんので、その他の関連するゴールにつきましても、簡単な矢印等を入れまして、関連を示した形で記載しております。これを13ページ以降にも記載してお

ります。

資料4に戻っていただきまして、「環境の現況と対策」でございます。

まず、「①低炭素社会の推進」でございます。

福岡県地球温暖化対策実行計画において、平成42年度（2030年度）における本県温室効果ガス排出量を平成25年度比26%削減する目標を設定しております。この目標達成に向けた温室効果ガスの排出削減と吸収源対策に加え、気候変動の影響への適応策を取りまとめております。主な施策としましては、家庭やエコ事業所における省エネルギー・省資源の普及啓発、取組の促進、また、都市づくり、交通、建築物、住宅等における省エネルギー化などがございます。

次に、「②循環型社会の推進」でございます。

福岡県廃棄物処理計画に基づき、3Rの推進や産業廃棄物の適正処理等を推進しております。主な施策としましては、3R啓発等による廃棄物減量化の促進、また、廃棄物の適正処理のための普及啓発や監視・指導などに取り組んでおります。

次に、「③自然共生社会の推進」でございます。

外来生物の侵入や野生鳥獣による農作物被害などが生じていることから、福岡県生物多様性戦略や同戦略に基づく行動計画を策定し、豊かな自然の恵みを持続的に享受できる自然共生社会の実現を目指しております。主な施策としましては、ヒアリ等外来種防除講習会の実施、外来種に係るリーフレット作成、また、英彦山及び犬ヶ岳における生態系の回復と絶滅危惧植物の保護などに取り組んでおります。

次に、「④健康で快適に暮らせる生活環境の形成」でございます。

安全・安心な環境の確保に向けて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などに対する各種施策を推進するとともに、環境大気中の放射性物質に関する常時測定及び緊急時を想定したモニタリング体制を確保しております。主な施策としましては、大気環境状況の把握、また、環境基準に関する類型指定に向けた水質調査・水生生物調査の実施などに取り組んでおります。

次に、「⑤国際環境協力の推進」でございます。

アジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、過去の公害を克服する過程で本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、アジア諸地域への環境協力を推進しております。主な施策としては、アジア諸地域の行政職員に対する県内での実地研修等の実施、また、ベトナム、タイにおける福岡方式廃棄物処分場の維持管理及び普及展開への支援などに取り組んでおります。

次に、「⑥経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」でございます。

エコタウンでのリサイクル関連産業の集積、また、グリーンアジア国際戦略総合特区において、環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築を進めております。さらに、県の各試験研究機関等において、環境に関する調査研究を進めております。主な施策としましては、試験研究機関における環境負荷低減に資する調査・研究、また、グリーン購入の推進などに取り組んでおります。

最後に、「⑦持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり」でございます。

県民・事業者による自主的な環境保全活動は、今日の環境問題を解決する上で不可欠であり、これらの取組を促進するための各種施策を実施しております。主な施策としましては、ウェブサイトを利用した環境情報の発信、また、小学生向けの環境教育副読本、地球温暖化対策ワークブックの作成・配布などに取り組んでおります。

これらは、いずれも環境保全と経済成長が両立した持続可能な社会を支えるための取組でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### (浅野会長)

はい。ありがとうございました。

昔からの県の環境白書を知っている者から言うと、以前は白黒で全然読む気がしなかったんですが、カラフルになって読みやすくなったということと、それから、せっかく県が作るので、市町村がどんなことをやっているかということ積極的に載せたらどうですかということをお願いしたら、それもだいぶ記載が増えてきて、政令市だけでなくそれ以外の自治体の取組も紹介されるようになってきました。ここに書かれれば、やっている自治体も元気になりますし、よそも参考になると思いますので、更にこういうことをやっていく必要があると思っております。

さて、せっかくの機会です。御質問でも結構ですし、県に対する御要望でも結構ですから、極力多くの委員に、お話しただけければと思います。久留委員、皮切りをどうぞ。

#### (久留委員)

本当に会長おっしゃられたとおり、これまでだいぶ申しあげましたが、見やすくなっていますよね。特にSDGsは今話題になっているので、それに結び付けた書き方になっているのは、これから皆さん見られるときの参考になるのではないかなと思います。あえて言えば、12ページのSDGsの解説のところは本当に字が小さいんですね。確かに絵が描いてあるので、ピクトグラムみたいな形で示しているんだと思いますけれども、書いてある字が小さいんですね。もうちょっと図として書く場合にはしょうがないと思いますけれども、見やすいといいですね。

それから先ほどの水質調査についてですが、調査をこういうふうにしていきますよということなんですけれども、調査から出てきた結果で、例えば川の水が少なくなって、それで汚濁に結びついてというようなグラフは出ていましたけれども、その後どういうふうに改善していくとか、そういうことについては、ここの中で言うところどこに当たるのかなと。目次で見たいんですが分かりませんでした。

#### (浅野会長)

145ページ以下なんですが。

ただ、おっしゃったその点についてどう書いてあるか、と言うと、あまり書いていないんですね。

(久留委員)

あまり詳しく書いていないような感じがしています。

ですから、そこまでは白書には書かないのかと疑問に感じました。

(浅野会長)

ありがとうございました。野中課長お答えくださいますか。

(野中環境保全課長)

御指摘ありがとうございます。

全体的な傾向につきましては、白書の8ページにグラフと主な取組について記載しております。それと、個別の施策につきましては、今、会長からおっしゃっていただきましたとおり145ページ以降に記載しておりますが、水質の改善方策は大きく2つございまして、1つは事業場対策ということでございます。

これについては、水質汚濁防止法に基づきまして、国の排水基準に、県条例により更に上乘せしております。この排水基準について、県の方で原則抜き打ちで、排水の水質検査を実施しまして、上乘せ基準への適合状況を確認しております。こういった法に基づく、事業場に対する監視指導というのが、事業場対策でございます。

2点目は生活排水対策ということで、153ページ以降に記載しております。県では、汚水処理構想を定めまして、下水道、浄化槽、こういったものを地域の特性を活かして効率的、効果的に整備していくという計画を定めております。これに基づき、県として必要な支援などを行いながら、汚水処理施設の整備促進を図ることとしております。水質汚濁の原因は、現在ではどちらかといいますと生活排水の方が寄与率が大きいので、これからの課題でもあり、伸びしろでもあると思っております。これまでの水質改善傾向を確たるものにしまして、基準の達成を目指して施策を進めてまいりたいと考えております。

(浅野会長)

ありがとうございます。

山崎水質部会長、今の点について、部会長の立場からございますか。

(山崎水質部会長)

今の件につきましては、部会でもかなり検討したところでございます。

全てというところかどうかは分かりませんが、例えば水質調査ですよ。水質調査は法律

に基づいて実施しているわけです。ですから、とにかく監視するというのが目的になっているので、環境基準に合致しているか、していないか、それぞれ審査してですね、合ってる、合っていないということはやっているわけですね。それは報告しているわけですから、それで目的は達成している話になるんですよ。

これだけのお金を使って、これだけの調査をしているわけですね。これを行政目標だとか、今後の施策の中にどう反映させていくかという辺りは、もう少し検討したらいいという話は出ているんですよ。ただ、なかなかそこがそれほどうまくはいっていない。やはり実際にやろうとすると、データの解析からなかなか、それからもう1つは、予算の問題もありますよね。お金をどれだけかけていいのかというのが、その辺りが、現時点でははっきりしていないところを申し上げたいんですが、委員のおっしゃるようなそういった意見をいただいて、部会の方でもそういったことを検討してほしいというようなことがあれば、更に進めて行きたいと思います。

(浅野会長)

はい。それはそれとして、御自分の固有の意見があれば。

(山崎水質部会長)

やはりお金を使っているわけですね。全てのことについて、県民のお金を使っているわけですから、それを有効化していくためには、情報の有効利用というのが重要だと思います。それがあつて意味で県民の意識を変えていくというようなことにつながっていかないと、せっかくやったのになんでやったのかという、そういう気がしているというのが個人的な見解です。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。

どうぞ、こんな調子で、御発言を御希望の方は御発言いただきたいと思いますが。

それでは、伊藤会長代理。

(伊藤会長代理)

この中で出ているかどうか分からないんですけども、今話題になっているプラスチックごみですね。G20でも今回話題になると言われていますけれども、また、海岸漂着というところちょっと意味が違うかもしれませんが、海岸に投棄された場合にマイクロプラスチック化してですね、目立たないだけでも漂着したり、海洋生物がそれを食べてというような、国の取組かもしれませんが、これだけ環境問題に真剣に取り組んでいる福岡県が、国を主導して何かできるようなことがあるとすれば、どういうふうにお考えになっているかというのをお聞かせ願いたいんですが、よろしくをお願いします。



(浅野会長)

はい。山口課長、お願いします。

(山口廃棄物対策課長)

現在、国の方で「プラスチック資源循環戦略」のパブリックコメントがなされているところでございます。それに向けまして、本県の方では、具体的にこの取組をやっています、というものはないんですが、その取組を具体的にするようにとか、国に対して要望を行っている状況でございます。

県としてマイクロプラスチックの対策だけではございませんが、海岸漂着物の中にプラスチックごみとか当然でございます。その除去とかを行う際には国が補助金を手当てして、県、市町村が実施しておりますが、その金額がなかなか県と市町村の要望には届いておりませんので、その予算確保をしっかりとお願いいたしますというところを要望を行っているところでございます。これは実際の処分の方でございます。

あと、普及啓発の方でございますけれども、県の方で海岸漂着物、その中にマイクロプラスチックのことも記載したリーフレット・パンフレットを作成し、市町村の小学校とか中学校とかに配布して環境学習に役立てもらうような取組をしております。

平成30年度、今年度は、マイクロプラスチックのみに特化したリーフレットを作る予定としております。

そういったことも含めまして、排出抑制の方にも取り組んでいきたいと考えております。

(浅野会長)

マイクロプラスチックについては、九州大学が今、国際的にも一番トップクラスの研究をしておられる。かなり研究費は差し上げていますので、状況についてはかなり詳しい情報があると思いますね。

今の件に関して他の方からの御意見はありますか。

今の環境大臣が大変プラスチック問題に熱心でいらっしゃるしまして、中央環境審議会ではペットボトルのお茶は一切だめだというご指示をいただきました。県もやらなければいけないかもしれませんね。

はい。佃課長、どうぞ。

(佃循環型社会推進課長)

今の説明に少し補足をさせていただきたいと思います。

県の方での取組なんですけれども、今言った海岸漂着物の関係に加えまして、元々陸域から海洋に流れ込むのを防ぐというのが非常に重要な観点だと思いますけれども、まずは排出の抑制という観点から、マイバッグキャンペーンというものをやっております、最近レジ

袋の削減とかが新聞報道でも出ておりますけれども、年間を通じてやっておりますし、10月はその強化月間としましてやっているとございます。排出抑制の関係ではそういった取組で、10月の特定月だけでも2860万枚のプラスチックのレジ袋の削減ができています。

こういった発生抑制に加えまして、リサイクル総合研究事業化センターというのがございますけれども、どうしてもごみとして出てしまうものについてはしっかりリサイクルをやるということで、廃プラのリサイクル技術の研究・開発、それから社会システム化、こういったことに取り組んでおります。具体的には、例えばクッションとかに使われているポリエステル製品のリサイクル、それから紙おむつのリサイクル、こういったことに一定の成果が出ているところでございます。

加えまして、市町村の関係では、容器包装リサイクル法に基づくしっかりした分別収集を指導しているところでございます。

#### (浅野会長)

先ほどの話は、磯部篤彦先生です。南極でものすごくマイクロプラスチックが検出されるということの世界で初めて発見された方です。

パンフレットを作るんだったら、こわい写真をいっぱいもらってくると説得力のあるものができるかもしれません。

はい。岳委員、どうぞ。

#### (岳委員)

今の海岸漂着ごみの取組についてですけれども、宗像大社の葦津宮司とよくお話する機会がありますが、宗像国際環境100人会議というのをなさっておられると思います。

以前、(県議会)厚生労働環境委員会で長崎の方に行かせていただいた折に、長崎の取組として、韓国の学生の方を呼んで海岸漂着物を一緒に拾って、「こんなに流れ着いているのか」ということが分かり、その後、ワークショップなどで一緒に討議するなど、未来に向けてだんだん漂着しないようにごみをなくしていこうとしている話がありますよと宮司にお話ししましたら、宗像でもそういった取組を海外の方を呼んでやっているようなお話がありましたので、先ほど会長がおっしゃられたように、地元の取組として環境白書で取り上げていただけるとありがたいなと思います。

#### (浅野会長)

はい、ありがとうございます。是非活かしてください。

要するに、根元から断つというのはとっても大事なことではあるわけですが、石油がある限り、石油の副生物であるプラスチックを全廃するというとマテリアルバランスがおかしくなってしまうんですよ。やはりポイ捨てが問題なんでね、そっちの方が一番のポイントだと

思うんだけど、なかなかそこにはいきなり行かないで、「使うな、使うな」みたいな話ばかりになっているので、やや筋が違うという気がしますよね。

はい、木下委員、どうぞ。

#### (木下委員)

先ほどレジ袋の削減の話がありました。

私は、地元で廃傘を利用してマイバッグを作っているんですが、1か月くらい前に、小倉から新幹線に乗ろうと思ってホームで待っていましたら、博多から男性の方がたくさん小倉で降りられるんですね。その時にレジ袋にお茶と何か食べ物をちょっと持ってですね、80%に近いくらいの方が袋を下げて降りられているんですね。

あれを見まして、「このレジ袋をこれだけなくしたら相当いいだろうな」と思いまして、私、普通は小さいのも大きいのも作っているんですけども、男性の方にもポケットにちょっと入れて持っていただくようなことをしてみたらどうかと思って、作りかけて今日は間に合わなかったんですけども、傘だったら薄いんですね、ビニールくらいに近い。それでペットボトルとおむすびくらい入れるくらいの、ちょっとポケットに入れて持って行っていただいたらいいかなと思って、削減の一つになるのではないかなと思っております。今度それができましたら、県庁の職員から先にしてもらったらどうかと思っております。でき次第送らせていただきますので、よろしく申し上げます。

#### (浅野会長)

本当にそういうことが必要ですよ。

是非よろしく申し上げます。

それでは他に何か話題はありますか。井上委員、どうぞ。

#### (井上眞理委員)

農業関係のところ、1つだけ御意見をお伝えしたいと思います。

環境白書の66ページのところに農作物や何か、気候変動への影響というか対策をしているところをずっと探してみたいんですけども、2の「農林水産業に関する対策」ということで、登熟期の高温に適応した品種として、福岡県は「元気つくし」や「実りつくし」を作出しているんですけども、前々回の会議のときに、高温障害の玄米の写真について、「これは玄米の写真としてはおかしいですよ」という意見を申し上げたと思うんですが、それがあってか、写真が全部なくなってしまっているんですね。

高温障害の白っぽくなっているお米というのは精米した白米であってもすぐに分かります。本当はすごく分かりやすい写真なので、あった方がよかったと思うんですが、私が申し上げたばかりにめんどくさいと思って削除されたのかなと、ちょっとページにゆとりがあったので残念だなと思いました。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。  
遠慮なく載せろということですね。  
他に何かございませんか。糸井委員、どうぞ。

(糸井温泉部会長)

再生可能エネルギーの導入というのは、福岡県は熱心にされておるんですけども、59ページ、60ページのところに、導入容量は書いてあるんですよ。設備容量、フルで稼働しているわけではないので、実際どれくらいの電力を発生しているかとか、推定でもいいので書いていただいて、実際再生可能エネルギーを利用してどれくらいの電力を発電しているかというのが分かったら非常にいいのではないかなと思いますので、是非御検討いただけたらと思います。

(浅野会長)

はい。ありがとうございます。  
もらえるかどうかは別として、多分九州電力くらいがどの程度買い取ったかくらいまでは分かるのでしょけれども、一番頭が痛いのは、自分の家も太陽光発電を屋根に付けているのですが、使った分がどれだけか、ちゃんとメーターを見ればいいのかもしれませんが、なかなかめんどろです。  
だから、かなりの自家消費分の再生可能エネルギーというのが、太陽光に関してはあるはずなんですけど、どうやってこれを把握するかですね。何か推計の方法があればですね。設備容量は分かるので、推計でこれくらいだろうとかですね。九電も分かっているんですよ。この間もちょっと話題になったんですが、本当にどれだけエネルギーが使われているか分からなくなってしまっているという悩みがありますね。

(糸井温泉部会長)

ある程度おおまかな数値でもいいと思うんですよ。

(浅野会長)

多分どの程度動いているのかというところは、粗々の数値は電力会社で把握しているのでしょうが。  
確かに、設備容量というのはいかにもそれだけ電気を送っているように見えますが、そうではないということをおちゃんと理解しておかないといけませんね。  
ありがとうございました。  
渡邊委員、どうぞ。

(渡邊委員)

177ページですけれども、県では海外への国際環境協力というのを進められていて、とてもいいことだと思います。年々対象国も増えて、成果を残されていると思います。これは基本的にはアウトバウンドのアクティビティで、とってもいいことなんですけれども、一方、インバウンドで、私は大学で留学生担当をやっているんですけれども、御存じのとおり、福岡県はおそらく1万人以上の留学生がいる。日本ではとっても特殊な県と言ってもいいかもしれません。

その留学生に県の環境の取組を伝えるというのはとても効果的ではないかなと思っています。県の留学生サポートセンターを通して留学生への支援の中でもしかしたら環境教育のようなものがあるかもしれませんが、何かそういうものを行っているのでしょうか。もしなければ、何かそういったことを検討していただくと、あまりお金を使わずに、福岡県のもとても素晴らしい取組を、世界に発信するいいチャンスではないかなと思っていますところでは。

(浅野会長)

ありがとうございます。小磯課長、どうぞ。

(小磯環境政策課長)

御質問ありがとうございます。

留学生に対して何か制度的にそういった仕組みがあるかというのと、そこまでは行っておりません。

ただ、白書にも書いておりますが、海外から研修に来ていただいております。

その研修のカリキュラムの中で、福岡に来ている留学生も交えての意見交換、来られた方だけではなくて、こちらにいらっしゃる方も入れての議論を1回やるとか、少しずつそういった視点を持とうかなと思っていますところでございます。

(浅野会長)

柳瀬委員、うちの大学はどうなっているんですか。

留学生との関係は。

(柳瀬委員)

直接タッチしていませんので、その辺りは分かりません。国際交流センターの方でやっておりますけれども、環境に関するセミナーをやっているということを知ったことはありません。

(浅野会長)

少し工夫をする必要がありますね。

渡邊委員は九州大学の担当として、いっぺん協議会でも作って考えてみますか。

(渡邊委員)

なんか考えてみたいと思います。

(浅野会長)

そうですね。もったいないですよ。

この間、麻生前知事が「福岡県はいいことをやっているのに情報発信が下手だ」とおっしゃられていて、私もそう思います。もっと情報発信せよと、渡邊委員からも御指摘いただきましたので、事務局としても頑張ってください。

ありがとうございます。

阪口委員、マスコミの立場で御覧になって何か。白書を見てこれは記事になるというところはありますか。

(阪口委員)

記事になるものを探しながら見るんですが、なかなか難しいところもあるんですけども。いろいろ達成目標なり、一人一人何ができるのかなという観点でよく見るんですけども、ごみの削減とかだったりと言いますと、いろいろ指標があって達成がどれくらいというのがありますが、例えば各県との比較で福岡県というのがどういう位置にいるのかなとか、目標の達成度合いにかかわらず、ごみの排出とカリサイクルとかというところの度合というのが同規模と比較して福岡県の位置がどれくらい、みたいところが白書で見えてくると、記事にするのが簡単かなという感じがします。

私も白書ってなかなか全部は見てなかったもので、過去からのものも存じ上げないんですけども。よろしくお願いします。

(浅野会長)

確かにちょっとつらい面もあったりして、なかなかやりづらいところあるかもしれないけれども、ある程度項目については各県比較というのはあるのですけれども、全体の評価は県単位というのは意外にないですね。

これは御意見として承っておくということでもいいですか。ちょっと今すぐには答えにくいのもかもしれません。

ありがとうございました。でもちょっと気付かなかった視点ですから。

白書にはSDGsの紐付表みたいのがあるのですが、これは本県独自のものです、結構値打ちがあるので、できることなら是非記事にさせていただきませんか。

あまりこういうことはよそではやっていない。

ほかにございませつか。いかかございますでしようか。

藤田委員、何かございますか。

#### (藤田委員)

先ほど浅野会長がおっしゃったように、この白書にこれだけSDGsを前面に押し出して、それと関連付けながら作成されているところ、私は非常に新鮮でしたし、思い切ったことをされたなと思いました。

いろいろと県独自のオリジナルの方針というのが掲げられていますけれども、例えば第7章の「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」、これは、県全体の方針を示しているというふうにも見受けられるんですけども、実際中身を読んでいると、少し特区、ここの限られた地域でこういうふうに進めています、というようにところに留まっているような印象がありましたので、県全体としてこういう方針で作っていくという環境のデザイン、大きなランドデザインを描くという姿勢が、もう少し前面に出てきてもよかったのではないかなと思いました。

それぞれの個別で、こういうこともやっています、こういうこともやっています、というのは、よくよく読み込めば伝わるんですけども、福岡県というのは、こういう社会デザイン、環境デザインを打ち出して行って、そこに向かって進んでいるんですというようにところが、イメージとして伝わってくるというところがあれば、よりよいメッセージ、大きなメッセージとなるのではないかなというふうに感じました。

#### (浅野会長)

ありがとうございます。

これも、大事な御指摘をいただいたと思います。

今のところ、まだなんとなく行政がやっているというところで止まってしまっているんですよ。それ以外の企業の取組とか、特に今「経済・社会のグリーン化」というのはものすごい動きが出ているので、そのことに遅れないようにというのはとても大事なことですよね。一所懸命その話も始めているんですけども、まだまだ白書ではその辺の動きが鈍いというのは、確かに言われたとおりだと思いました。よく分かりました。

門上委員、何かありますか。

#### (門上委員)

お願いが2点あります。

私が非常に心配しているのは、気が付かないうちに生態系がだんだん劣化しているんじゃないかなということです。なぜかと言うと、我々は都市に住んでいますから。実際、自然の中でどんなことが起こっているのか、例えばトンボの数が減っているのか、増えているのか、そういうようなことにほとんど気がつきません。一部の研究者はそういう研究もさ

れているようですが、実際問題、生態系が過去50年前と比べてどうなっているのかなど気になっています。

私は田舎の方に住んでいますが、昔は窓を開けようとしたら開けられないくらい虫がよってきていましたが、今は全然。周りが都会化した、都市化したということが原因の1つかもしれませんが、農薬の影響で減っているのではないかと思います。

加えて、農薬などの化学物質による水生生物への影響が気になっています。非常に心配していますが、自分自身では調べられない。そういうことをやっていらっしゃる研究者がいらっしゃれば、生態系が昔に比べて劣化しているかどうかを定量的に調べて頂いて、環境白書などで具体的に公表してもらいたいと思います。

それと、情報発信としては、今はもうスマホの時代ですね。

若い人たちはホームページなんか見ないですよ。パソコンなんか扱っていないですよ。SNSだというふうに言われています。

是非そういうものを活用して次世代の人たちに環境に関する情報を提供して、未来の環境を考えるきっかけにして頂きたい。従来の情報発信だけでなく若い人たちが利用する情報発信の手段を活用することで、若い人たちが今以上に環境に対しての関心も増すでしょうし、SDGsということももっと広がっていくのではないかと思います。是非そういうような、お金をかけずにスマホなどを使って情報発信していただけるといいかと思います。

#### (浅野会長)

はい。ありがとうございました。

前半の御指摘について、岩崎課長から、何かありますか。

#### (岩崎自然環境課長)

御意見ありがとうございました。

今おっしゃった生態系の劣化ですけれども、114ページに「レッドデータブック」と書いておまして、本県で最初に作成しましたのが、2001年になります。

おっしゃったように、劣化というと、比較が出ていたら良かったと思うんですけれども、そのときにですね、絶滅危惧というのがございますけれども、114ページの上の方ですけれども、赤い本の右側に表があるんですけれども、類型、カテゴリーのⅡ、Ⅲ、Ⅳと「絶滅危惧」とあるんですけれども、これが、確か2001年頃には610ちょっとだったと思うんですけれども、これが2011年には1,010と、御心配のとおり、少し危惧されるものが増えているということでございます。

こういった基本的なものにつきましては、いろんな動植物全部やりますので、県では10年ごとに定期的に測っていくということでございます。

それと、今年度初めに県の取組として御紹介させていただきましたけれども、特にこういった希少なものについては、どういったものを保護していくかということについては、



現在、専門委員会で検討させていただいておりますし、県内で申しますと、英彦山、希少種なものが多いところがございます。県内だいたい500種くらい希少な植物があったと思いますけれども、そのうちの80種くらいがこちらに生息していると言われております。県の方で調査しましたところ、17種ほどだんだん劣化しており、原因としてシカの食害などがございましたので、現在、シカの捕獲、あるいは、絶滅危惧種の種を探しまして、それを県の方で栽培して埋め戻す、あるいは、そのときに食害がないように防護柵を作っていく、そういったところをさせていただいているところでございます。

(門上委員)

それに関してなんですけれども。

(浅野会長)

どうぞ。

(門上委員)

この部会の話ではないかもしれませんが、水質は昔と比べて随分よくなっているものの、水生生態系は劣化しているという気がしています。実際、有明海では以前取れた海産物が取れなくなってしまっている。豊前海ではアサリなんか全然取れないです。昔、私が高校時代、取りたい放題でしたけれども、今は全然ない。

それはおそらく、人間の生活、我々の生活排水などの影響ですよ。

水質はよくなっているけれども、環境自体が、いわゆる豊かな海ではなくなっているという現実問題がある。

その辺の原因については、国の方でもやられていますけれども、本当の原因はまだ全然分かっていない。水質改善に加えて、水生生態系についても、環境部門、水産部門さらには建設部門など関連する部局が協力して取り組まなければ問題は解決できないので、縦割りを少しでも排除して、協力してやっていただきたいなと思います。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

SDGsの考え方というのはまさにそういうところにあるわけですから、そうだろうと思いますね。

それから有明海について、きちっとした調査研究というのは本当に必要だなと思っています。

この間も佐賀県から相談があったんですけれども、環境省は今阿蘇の方に手を出し始めて、3年間そこに金をつけないといけないもんだから、なかなか有明海まで手は出せそうもないなあと困っているんですけれども、有明海全体をどうするのかというのは、福岡

県としてもいろいろな関心を持たないといけないと思いますし、実際のところがなかなかよく分かっていないということはおっしゃるとおりだと思いますので、検討が必要だと思います。

馬場部会長、何かコメントがありましたら。

(馬場公園鳥獣部会長)

今回の白書の中の第2部第5節に「気候変動の影響への対応(適応策)」というのが書かれてありますけれども、最初の会長の話で、昨年、気候変動適応法ですか、策定されたということで、それを既に載せられているというのは、かなり県としては早い対応だったんだろうと思います。

この中では、66ページから68ページということで簡単に書かれていますけれども、もう少し詳しいことは確か福岡県環境総合ビジョンに記述されていたと思いますので、そちらの方も参照していただければいいかなと思います。

それから、生物多様性の保全について、先ほど英彦山での防護柵の設置ですとか、対応策を説明していただきましたけれども、これは部会の中でも御意見があったかと思いますが、モニタリングというのはとても大事ですし、防護柵を作ったりすることも大事なんですけど、その後のフォローアップというのもとても大事だと思うんですね。せっかく事業として、施策、それがどううまく続けられるか、というのをきちんと続けていく、うまくいかなければ改善していくというのがとても大事なことだろうと思います。これは部会の方でも御意見が出されておりますので、事務局の方でもお考えいただいていることだろうと思います。

それから外来生物ですね、ヒアリが最近すごく話題にはなっておりますけれども、もう一つアライグマがかなり県内で広がっていますし、他の都道府県でも大きな問題になっています。

この中に何ページか忘れちゃったけど、詳しい分布図なども書かれておりますので、引き続きモニタリングとそれに対する対応というのが、非常にお金もかかるし、手もかかる施策になってくるんじゃないかと思っています。対応をよろしく願いたいと思います。

以上です。

(浅野会長)

はい、どうもありがとうございました。

他に御質問、御意見ございますか。ございましたら、池山委員、どうぞ。

(池山委員)

ちょっと外れるかも分かりませんが、水道事業の経営が苦しくなって、民間委託という問題が出てきて、ものすごく物議を醸しているんですけども、命に直接関わる水道事業を民間に委託するってどういう感覚なんだろうと思っておりまして、結

局、今、超高齢社会になろうとして、技術者もいなくなる、それに人口減少で経営がものすごく苦しいということ、そういうことを鑑みていますと、環境問題もまさにそのとおりだと思うんですね。

山林が荒廃していく。それは昔からいたきこりとか、山の手入れをする技術者が全くいなくなって、後継者もないという形で、どんどん荒廃が進んでいくものですから、そういうことのために、是非県で広域化とかで対応して行ってほしいと思います。

また、企業の中には持続可能な社会を目指して、社会貢献として植樹とか育樹という形でいろいろやっけていらっしゃるという企業もたくさんありますので、そういうところとも連携を取りながら、本当に性根を据えてやっけていかないと大変な事態にまでなっているのではないかなという危惧をいつも抱いておりますので、個別にそれぞれの特性を活かしながらかやっけていくというのが一番大事なことなんですけど、やはりできるだけ効率よく広域化で取り組んでいくということを是非県に取り組んでいただきたいと思います。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

これも御意見として承っておきたいと思います。

他にございませんか。山崎委員、どうぞ。

(山崎水質部会長)

118ページのところに「生物多様性に配慮した公共工事の推進」というのが出ていて、下にフロー図がありますけれども、これに関する実際の施策がどう実施されたかとか、その効果とか、そういった辺りは、もしあればこの辺りに入れておく必要があるんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょう。

(浅野会長)

はい。自然環境課で何か答えられますか。

(岩崎自然環境課長)

今の「生物多様性に配慮した公共工事の推進」についてですけれども、実際にやっておりますのは、26年度に「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を作りまして、それを研修などを通じて徹底しております。

それから成果についてですね、具体的なところとしては、我々としてはこういった事例がありますというのは毎年ヒアリングしてですね、それを更に公共部局に広めて行ってこんな観点でいきますというのはさせていただいております。

その中で特に河川につきましては、県のホームページから見られるんですが、今年度で言いますと、生物多様性に配慮した河川づくりとか、そういったことが事業化されている

というのは寄せられております。

(山崎水質部会長)

今その意見を言わせていただいたのは、本県では朝倉中心にかなり大きな水害が出ていますよね。あの復旧に関して、いろいろテレビを見ている程度なんですけれども、この辺りの環境にどれだけ配慮した計画がなされているのかというのが、ちょっと危惧をしております。

というのが、緊急対策になるので、なかなか環境に配慮することが難しいのではないかなというのが一つと、それだけ多く出ているので、間に合わないとかですね、先ほどの技術者の話もありましたけれども、県の職員の方も足りないというようなことで、なかなか本当にうまくいくのかな、というのがあって、もしそういったのがあればきっちり報告していただきたいと思います。

このスペースからすると、先ほど同じような話が出ていますけれども、118ページにフロー図はこれほど大きく書く必要はないのではないかなという気がするんですね。それよりも県がどれだけ成果を挙げたかというのを是非書いていただきたいということで、意見を申し上げました。

それから生物多様性について、前から話しているんですけれども、いわゆる多様性というのは、ただの生物ですね、絶滅危惧種とか有用種だとか、そういったことから漏れていくただの生物にどう対応していくかというのが非常に重要なかなという気がしますので、前回は申し上げた気がしますけれども、もう一度お願いしたいと思います。

(浅野会長)

他に御発言ありますか。堤委員、どうぞ。

(堤委員)

皆様からもありましたとおり、充実した内容になっているかと思えます。

細かいところですけども、60ページの右の段の「ウ 地域の特色を活かしたエネルギー地産地消モデルの構築」ということで、エネルギーの地産地消というのは、これから大変重要になってくると思いますが、導入支援実績のところ、非常に先進的な、例えば、みやま市の25年度の「生ごみ・汚泥系メタンガスを用いたバイオマス発電の導入」ですとか、他にもバイオマス発電の導入というのがいくつかあるんですけども、これが導入可能性調査の後、調査の結果ですとか、その後どういう展開になったというところについては、ここには記載されておりませんが、もし分かるようでしたら教えていただきたいと思えますし、できれば今後記載されるといいのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

(浅野会長)

これはどの担当がお答えいただけますか。どうぞ。

(佃循環型社会推進課長)

今日は環境部の職員しか来ておりませんが、これは企画・地域振興部の方で導入可能性調査を実施した結果については一定取りまとめておりますので、これを白書に記載するかどうかについては検討させていただければと思います。

(浅野会長)

この今の御指摘の点、60ページと61ページがあって、この2つはどうつながるのかということはわかりますか。つまり、可能性調査をやってその結果設備導入をしたというふうにも読めるのですが。

そういう読み方ができるのか、それともこれは全然別な話なのか。

(佃循環型社会推進課長)

基本的には、導入可能性調査の次のステップが実際の設備導入というようになっているケースが非常に多くございます。

いきなり設備導入というケースもございますけれども、基本的には可能性調査の後に設備導入という格好になってございます。

(浅野会長)

ですから、堤委員、両方見ていただいて、これからこういうふうに進展しているというふうに、なかなか読み取りにくい、ちょっとよく分からないところもあるのですが、どうやらそういうことらしい。

(堤委員)

設備導入補助は28年度で終了しているということで、また、会長がおっしゃるように、可能性調査の後、設備導入になったものがないような感じ、あまり重なりがないので、その辺りがどうなったのかなというので、ちょっと疑問がありましたので。

(浅野会長)

補助事業もいろいろあるので、これは県がやった補助事業ですか、それともそれ以外のものも全部含めてですかね。その辺もこの書き方がよく分からないですね。

(佃循環型社会推進課長)

これは、県がやった補助です。

(浅野会長)

これは、県がやった補助なのですね。

可能性調査をした上で他の財源もちろんもらう可能性があるわけで、これには出てこないのですね。

御要望がありましたので、来年度以降もしこういうものを載せるときには、その辺も担当課とよく相談して分かりやすい資料にさせていただければと思います。ありがとうございました。

それではそろそろ大分時間が経ちましたので、白書の掲載内容に関してまだなお御質問がございましたら、どうぞ事務局に直接お尋ねをいただくことにしたいと思います。

報告事項としては、以上で終わりたいと思います。

本日審議いただく事項は以上でございます。どうもありがとうございました。

それでは部長からお話がございます。

(関環境部長)

本日、熱心に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。今日いただきました御意見を下に審査を進めていくとともに、今後各課題についても改善を図ってまいりたいと思います。

(浅野会長)

審議会の委員の任期は、1月23日までとなっております。

多くの委員の方にはまた再任をお願いしているようでございますが、今期で委員を退かれる方もいらっしゃると思います。2年間、あるいはそれ以前から大変お世話になりました。

今後とも環境行政に御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは本日はこれで終了いたします。ありがとうございました。